

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和7年10月17日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 百相坂地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 立石地区	〃